

法定されている特定継続的役務

特定継続的役務	期間	金額
いわゆるエステティックサロン (人の皮膚を清潔にしもしくは美化し、 体型を整え、または体重を減ずるため の施術を行うこと。)	1月を超 えるもの	いずれも 5万円を
いわゆる語学教室 (語学の教授(入学試験に備えるためま たは大学以外の学校における教育の補 習のための学力の教授に該当するもの を除く。))	2月を超 えるもの	超えるも の(※2)
いわゆる家庭教師(※1) (学校(小学校および幼稚園を除く。)の 入学試験に備えるためまたは学校教育 (大学および幼稚園を除く。)の補習の ための学力の教授(いわゆる学習塾以 外の場所において提供されるものに限	2月を超 えるもの	
いわゆる学習塾(※1) (入学試験に備えるためまたは学校教 育の補習のための学校(大学および幼 稚園を除く。)の児童、生徒または学生 を対象とした学力の教授(役務提供事 業者の事業所その他の役務提供事業 者が当該役務提供のために用意する 場所において提供されるものに限る。)	2月を超 えるもの	
いわゆるパソコン教室 (電子計算機またはワードプロセッサ ーの操作に関する知識または技術の教	2月を超 えるもの	
いわゆる結婚相手紹介サービス (結婚を希望する者への異性の紹介)	2月を超 えるもの	

(※1)「家庭教師」および「学習塾」には、小学校または幼稚園に入学するためのいわゆる「お受験」対策は含まれません。

「学習塾」には、浪人生のみを対象にした役務(コース)は対象になりません。(高校生と浪人生が両方含まれるコースは全体として対象になります。)

(※2)入学金、受講料、教材費、関連商品の販売など、契約金の総額が5万円を超えていると対象になります。